

- 医療法上、都道府県は厚生労働省令で定める基準に従い、医師が少ないと認められる区域(以下「医師少数区域」という。)及び医師が多いと認められる区域(以下「医師多数区域」という。)を設定することができる。とされている。

- ◆医療法（昭和23年法律第205号）

- 第二節 医療計画〔医療計画に定める事項〕

- 第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

- 2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 十一 医師の確保に関する次に掲げる事項

- ロ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十四号に規定する区域（※二次医療圏）における医師の数に関する指標（※医師偏在指標）を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

- ハ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十五号に規定する区域（※三次医療圏）における医師の数に関する指標（※医師偏在指標）を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

- 6 **都道府県は**、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たっては、提供される医療の種別として厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標（※医師偏在指標）に関し厚生労働省令で定める基準に従い、**医師の数が少ないと認められる同項第十四号に規定する区域(※二次医療圏)を定めることができる。**

- 7 **都道府県は**、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たっては、提供される医療の種別として厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標（※医師偏在指標）に関し厚生労働省令で定める基準に従い、**医師の数が多く認められる同項第十四号に規定する区域(※二次医療圏)を定めることができる。**

- 「医師少数区域」、「医師多数区域」の設定にあたっては、厚生労働省令で定める基準に従い、全国の335の二次医療圏の「医師偏在指標」を比較し、下位33.3%を「医師少数区域」、上位33.3%を「医師多数区域」と定めることとされている。

- ◆医療法施行規則（昭和23年厚生労働省令第50号）

- (医師の数が少ないと認められる区域の設定に関する基準)

- 第三十条の二十八の九 法第三十条の四第六項に規定する区域に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、同条第二項第十一号ロに規定する指標の値（※医師偏在指標）が、全国の同項第十四号に規定する区域に係る当該指標の値を最も小さいものから順次その順位を付した場合における順位の値が全国の同号に規定する区域の総数を三で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となる同号に規定する区域に係る当該指標の値以下であることとする。

- (医師の数が多く認められる区域の設定に関する基準)

- 第三十条の二十八の十一 法第三十条の四第七項に規定する区域に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、同条第二項第十一号ロに規定する指標の値（※医師偏在指標）が、全国の同項第十四号に規定する区域に係る当該指標の値を最も大きいものから順次その順位を付した場合における順位の値が全国の同号に規定する区域の総数を三で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となる同号に規定する区域に係る当該指標の値以上であることとする。

- 三次医療圏・二次医療圏ごとに設定された性質（「医師少数区域」・「医師多数区域」・「医師少数でも多数でもない区域」）を踏まえ、医師確保対策を講じていくことになる。具体的な医師確保の方針や目標医師数に達するために必要な施策については、第3回地域医療対策協議会での議論を予定。

- また、「医師多数区域」または「医師少数でも多数でもない区域」において、局地的に医師が少ないとされる区域を「医師少数スポット」として設定し、「医師少数区域」と同等の施策が可能となることから、当該制度を有効に活用していく方針。

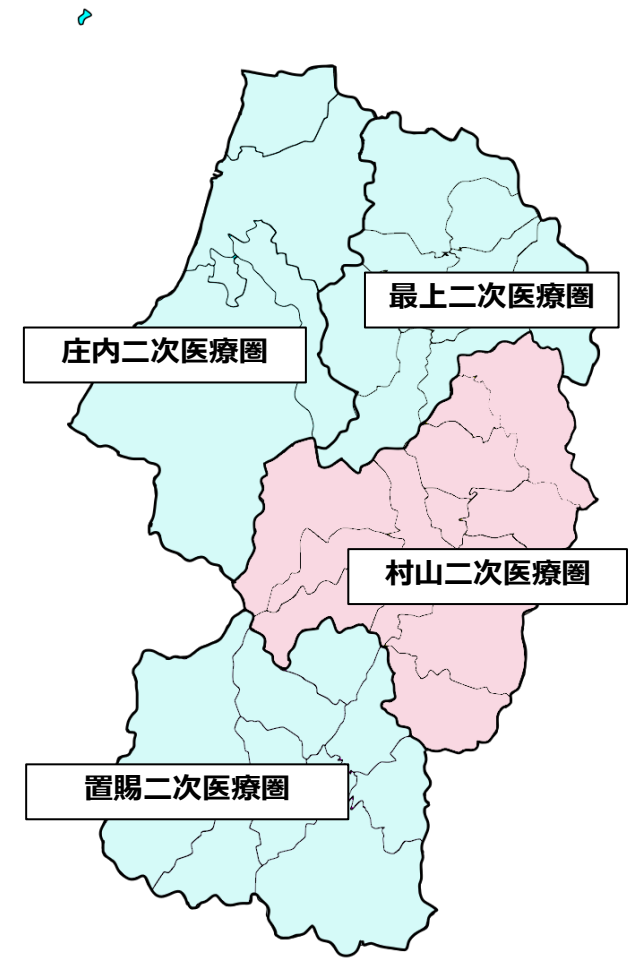
方針(案)

本県における、医療法第30条の4に定められる医師少数区域・医師多数区域の設定は、厚生労働省が今後公表する(本来7月の公表。)医師偏在指標に基づき、設定することとしてはどうか。

三次医療圏	山形県	…	医師少数県※
二次医療圏	村山地域	…	医師多数区域※
	最上地域	…	医師少数区域※
	置賜地域	…	医師少数区域※
	庄内地域	…	医師少数区域※

※ いずれも暫定値
(確定値が届き次第、地域医療対策協議会委員に情報提供)

➡ 医師少数区域となることがほぼ確実に見込まれる最上地域以外の村山・置賜・庄内地域において、医師少数スポットの設定を検討



青色の区域は医師少数区域
赤色の区域は医師多数区域

医師偏在指標（三次医療圏）

資料1-3

暫定値

順位	都道府県	医師偏在指標	順位	都道府県	医師偏在指標	順位	都道府県	医師偏在指標
	全国	238.6	17位	兵庫県	243.8	32位	山口県	214.2
1位	東京都	324.0	18位	奈良県	242.5	33位	群馬県	210.7
2位	京都府	313.8	19位	広島県	241.3	34位	宮崎県	210.3
3位	福岡県	299.7	20位	大分県	240.0	35位	三重県	209.1
4位	岡山県	280.2	21位	島根県	239.5	36位	岐阜県	207.1
5位	沖縄県	275.3	22位	宮城県	233.9	37位	長野県	201.1
6位	大阪府	272.7	23位	鹿児島県	232.6	38位	千葉県	199.9
7位	石川県	271.3	24位	神奈川県	232.5	39位	静岡県	193.1
8位	徳島県	269.3	25位	愛媛県	231.9	40位	山形県	191.1
9位	長崎県	263.1	26位	福井県	231.1	41位	秋田県	184.6
10位	和歌山県	261.0	27位	北海道	223.4	42位	茨城県	180.2
11位	鳥取県	258.2	28位	愛知県	223.3	43位	福島県	178.4
12位	高知県	256.7	29位	山梨県	221.6	44位	埼玉県	177.7
13位	佐賀県	254.3	30位	富山県	220.2	45位	青森県	172.9
14位	熊本県	252.2	31位	栃木県	216.7	46位	岩手県	172.4
15位	香川県	249.5				47位	新潟県	171.9
16位	滋賀県	244.3						

医師多数県

医師少数県

医師偏在指標（二次医療圏）

資料1-4

暫定値

順位	都道府県	二次医療圏名	医師偏在指標	順位	都道府県	二次医療圏名	医師偏在指標	順位	都道府県	二次医療圏名	医師偏在指標
	全国		238.6	113位	長崎県	佐世保県北	199.6	224位	青森県	八戸地域	162.2
1位	東京都	区中央部	673.8	114位	福岡県	八女・筑後	199.6	233位	山形県	庄内	159.6
2位	東京都	区西部	509.6	115位	奈良県	南和	199.0	234位	埼玉県	南西部	159.1
3位	福岡県	久留米	420.3	116位	大阪府	泉州	198.9	235位	愛媛県	八幡浜・大洲	158.9
4位	福岡県	福岡・糸島	384.7	117位	三重県	南勢志摩	198.9	236位	山形県	置賜	158.7
5位	京都府	京都・乙訓	382.6	118位	山口県	山口・防府	198.0	237位	高知県	安芸	157.9
6位	滋賀県	大津	379.8	119位	山口県	岩国	197.1	238位	熊本県	天草	157.7
72位	青森県	津軽地域	238.8	120位	東京都	区東北部	197.0	239位	福岡県	宗像	157.2
73位	山形県	村山	233.9	215位	鹿児島県	肝属	165.1	240位	香川県	小豆	156.8
74位	大阪府	北河内	233.7	216位	京都府	丹後	164.8	320位	千葉県	山武長生夷隅	119.3
106位	長崎県	対馬	204.7	217位	青森県	下北地域	164.6	321位	山形県	最上	118.6
107位	茨城県	水戸	204.5	218位	栃木県	両毛	164.4	322位	北海道	富良野	118.4
108位	沖縄県	宮古	204.5	219位	福井県	嶺南	164.3	331位	群馬県	吾妻	109.5
109位	熊本県	八代	204.0	220位	鹿児島県	南薩	164.2	332位	鹿児島県	曾於	108.8
110位	和歌山県	御坊	202.6	221位	鹿児島県	姪良・伊佐	163.4	333位	北海道	宗谷	107.9
111位	佐賀県	北部	201.2	222位	徳島県	西部	162.9	334位	岩手県	宮古	107.3
112位	福岡県	粕屋	201.2	223位	神奈川県	県央	162.8	335位	秋田県	北秋田	99.6

医師多数区域

医師少数区域